

報告第2号

令和5年度高根沢町水道事業会計資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和5年度決算に係る資金不足比率を、監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和6年9月3日

高根沢町長 加藤公博

1 資金不足比率
— (20.0%)

2 監査委員の意見
別添のとおり

注1 「-」は、資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。

注2 () 内は当町の令和5年度決算に係る経営健全化基準を表す。

令和5年度決算に係る資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度決算に係る資金不足比率は以下のとおりです。

◎資金不足比率(%)

区分	高根沢町の比率	経営健全化基準
水道事業会計	— (▲289.8)	20.0

※「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当ないことを表しています。

※（ ）内は「—」となった比率について、参考として実数を算出したものです。